

(記載要領)

1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

当該課徴金対象行為に係る商品又は役務が分かるように1 (1) の欄に具体的に記載する。

(2) 当該課徴金対象行為に係る表示

ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容

当該課徴金対象行為に係る表示の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、1 (2) アの欄に具体的に記載する。

当該表示が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際

上記アの表示に対応する課徴金対象行為に係る商品若しくは役務の実際の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者の商品若しくは役務の内容若しくは取引条件の実際を、1 (2) イの欄に具体的に記載する。

(3) 当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を1 (3) の欄に記載する。

当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であって、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る表示が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

2 その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容（特性等）、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

3 添付資料

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務に関する資料や当該課徴金対象行為に係る表示に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該表示に関する資料としては、①当該表示が商品、容器又は包装による広告その他の表示である場合は当該商品、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る表示を内容とするチラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し（テレビ放送による表示であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける表示であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの）等が考えられる。

(2) 前記1及び2に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記1 (3) に記載した事項の裏付けとなる資料には「1－(3)」という番号を「備考」

に記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書を電子情報処理組織を使用して送信する場合は、誤送信することのないようにする。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A 4とする。